

審 査 基 準 整 理 票

処分名	保育料の減免		
根拠法令名	大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の 規定による費用の徴収に関する規則 (平成 2 7 年 4 月 1 日規則第 7 0 号)	(条項) 第 5 条第 1 項	
基準法令名	大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の 規定による費用の徴収に関する規則 (平成 2 7 年 4 月 1 日規則第 7 0 号)	(条項) 第 5 条第 1 項	
所管部署	こども未来部 保育入所課		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 大津市特定教育・保育施設保育料等減免取扱要領 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 (一部抜粋) 第 2 条 保育料等の減免は、教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）又はその者が属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとし、減免後の保育料等は、別表に定める市町村民税所得割額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する合計所得金額をいう。以下「所得割額」という）に応じ算定した額とする。 (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 1 0 分の 2 以上であり、かつ、前々年（減免を受けようとする保育料等の該当月が 9 月分から 1 2 月分までの場合にあっては前年。以下同じ。）中の合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が 1, 0 0 0 万円以下の場合 (2) 心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が 3 0 0 万円以下の場合 (3) 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少し、かつ、前々年中の合計所得金額が 3 0 0 万円以下の場合 (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少した場合			

参 考

〔根拠法令〕

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則

(保育料の減免)

第5条 市長は、次に掲げる事由があることにより、納付義務者が保育料を納付することが困難であると認めるときは、納付義務者からの申請に基づき、保育料を減免することができる。

- (1) 納付義務者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。
- (3) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (4) 納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。